

1. Partnerships (パートナーシップ)

Objectives

いよいよビジネスロー (business law) コースのスタートです。本コースでは、アメリカのビジネス法全般を幅広く学習します。組織法、契約法、手形・小切手法、担保法、代理法、破産法、証券法、労働関係法、そして会計士責任に関する法規制など、C P A試験におけるビジネスローの出題範囲は実に広範に及びますが、本テキスト・問題集と全12回の講義で効率よく学び、高得点が取れる知識と応用力を身につけます。

まず本章と第2章では、アメリカの組織法を学習します。営利目的の事業を営む場合に利用される組織形態の種類、特徴、設立手続、損益の配分方法、第三者に対する責任関係などを学びます。種々の組織形態のうち学習の中心となるのは、パートナーシップと株式会社です。

本章では、個人企業 (sole proprietorship)、ゼネラル・パートナーシップ (general partnership)、リミテッド・パートナーシップ (limited partnership)、ジョイント・ベンチャー (joint venture)、比較的新しい組織であるリミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ (LLP・limited liability partnership) およびリミテッド・ライアビリティ・カンパニー (LLC・limited liability company) について学びます。

学習の中心となるのはパートナーシップの基本形であるゼネラル・パートナーシップです。パートナーシップは、複数の者が共同して営利目的の事業を行う場合に利用される組織で、社団つまり人の集合体 (association) という点が株式会社 (corporation) にはない特徴です。

本章の重要論点

- ① パートナーシップの特徴 (characteristics of partnerships)
- ② パートナーシップ持分権譲渡の効果 (effects of assignment of a partnership interest)
- ③ 損益配分方法 (profit and loss sharing)
- ④ 無限責任パートナーの権限 (general partner's authority)
- ⑤ 無限責任パートナーの責任 (general partner's liability)
- ⑥ 新規加入パートナーの責任 (newly admitted partner's liability)
- ⑦ パートナーシップの解散 (dissolution)
- ⑧ 有限責任パートナーの無限責任 (limited partner's unlimited liability)
- ⑨ リミテッド・ライアビリティ・カンパニー (L L C) の特徴 (characteristics of typical limited liability company)

→ 各組織形態の異同点を常に意識しながら学習を進めることが大切です。

Key Topics

→ **Forms of business organizations for profit** (営利目的の事業組織形態)

1. **Sole Proprietorship** (個人企業)

- (1) **Formation of a sole proprietorship** (個人企業の設立)
- (2) **Characteristics of a sole proprietorship** (個人企業の特徴)

□ **Partnerships** (パートナーシップ)

2. **Characteristics of Partnerships** (パートナーシップの特徴)

- (1) **Association** (社団=人の集合体)
- (2) **Limited duration** (存続期間の有限性)

Point ! “Association” and “Co-ownership of the business” (「社団」と「事業の共同所有」)

- (3) **Fiduciary relationship** (信認関係)
- (4) **Separate legal entity** (独立の法主体)

Point ! Legal entity or Aggregate of individuals? (パートナーシップは法主体か、それとも個人の集合体か?)

- (5) **Not a taxable entity** (法人税の納税主体ではない)
- (6) **Transferability of an ownership interest** (所有持分権の譲渡可能性)
- (7) **Partnership law** (パートナーシップ法)
 - Special law vs. General law (特別法と一般法)

3. **Types of Partnership Forms and Partners** (パートナーシップ組織およびパートナーの種類)

(1) **Partnership forms** (パートナーシップ組織)

- ① **General partnership** (ゼネラル・パートナーシップ)
- ② **Limited partnership** (リミテッド・パートナーシップ)

(2) **Partners** (パートナー)

- ① **General partner** (無限責任パートナー)
- ② **Limited partner** (有限責任パートナー)

Point ! Partnership forms and partners – Summary (パートナーシップ組織とパートナー—まとめ)

4. **General Partnership** (ゼネラル・パートナーシップ)

(1) **Formation of a general partnership** (ゼネラル・パートナーシップの成立)

→ Implied agreement (黙示の合意)

Point ! Requirements of a general partnership formation – Summary (ゼネラル・パートナーシップの成立要件—まとめ)

→ Partnership agreement (パートナーシップ合意)

(2) **Characteristics of a general partnership** (ゼネラル・パートナーシップの特徴)

5. Partner's Rights (パートナーの諸権利)

Point ! Partner's rights in partnership interest (パートナーシップ持分権に含まれるパートナーの諸権利)

(1) Transferable interest (譲渡可能持分権)

Point ! Effects of an assignment of partnership interest (パートナーシップ持分権譲渡の効果)

(2) Right to participate in management (経営参加権)

(3) Right to use partnership property (パートナーシップ財産利用権)

(4) Right to inspect books and records (帳簿等閲覧権)

(5) Right of indemnification (補償請求権)

(6) Right of accounting (説明・報告請求権)

(7) Right to bring action against a partnership (パートナーシップに対する提訴権)

(8) Profit or loss sharing in a general partnership (ゼネラル・パートナーシップにおける損益配分)

→ Remuneration (compensation・報酬)

Point ! Profit or loss sharing in general partnership - Summary (ゼネラル・パートナーシップにおける損益配分ーまとめ)

6. Relationship to Third Parties (第三者との関係)

(1) Partners as agents of the partnership and agents of each other (パートナーシップの代理人および他のパートナーの代理人としてのパートナー)

Point ! Agency relationship (代理関係)

(2) General partner's authority (無限責任パートナーの権限)

Point ! Two authorities (2つの代理権)

① Actual authority (現実代理権)

② Apparent authority (表見代理権)

Point ! Secret limitations on the partner's authority (パートナーの代理権に対する内部的制限)

→ Limitation on authority (パートナーの権限の制限)

(3) Transactions outside the ordinary course of business (通常の営業過程外の取引)

Point ! Unanimous consent (全員一致の同意)

(4) General partner's liability (無限責任パートナーの責任)

(5) Newly admitted partner's liability (新規加入パートナーの責任)

7. Dissociation from A Partnership (パートナーシップからの離脱)

(1) Nonwrongful dissociation (正当な離脱)

(2) Wrongful dissociation (不当な離脱)

(3) Consequences of dissociation (離脱の効果)

(4) Dissociated partner's liability (離脱パートナーの責任)

8. **Termination of A General Partnership** (ゼネラル・パートナーシップの終了)
 - (1) **Dissolution** (解散)
 - (2) **Winding up (= liquidation)** (清算)
 - (3) **Partner's authority during winding up** (清算手続中のパートナーの権限)
Point ! Notice of dissolution (解散通知)
 - (4) **Distribution priority** (配当優先順位)
 - (5) **Liability for deficits** (欠損に対する責任)
9. **Limited Partnership** (リミテッド・パートナーシップ)
 - (1) **Formation of a limited partnership** (リミテッド・パートナーシップの設立)
 - (2) **General partner** (無限責任パートナー)
 - (3) **Limited partner** (有限責任パートナー)
Point ! Limited partner's unlimited liability (有限責任パートナーの無限責任)
Point ! Appointment or removal of a partner (パートナーの選任・解任)
 - (4) **Profit or loss sharing in a limited partnership** (リミテッド・パートナーシップにおける損益配分)
 - (5) **Tort liability** (不法行為責任)
 - (6) **Dissolution** (解散)
10. **Joint Venture** (ジョイント・ベンチャー)
11. **Limited Liability Partnership (LLP)** (リミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ)
12. **Limited Liability Company (LLC)** (リミテッド・ライアビリティ・カンパニー)
 - (1) **Advantages of a limited liability company** (リミテッド・ライアビリティ・カンパニーの利点)
Point ! Advantages of a typical LLC (典型的なLLCの利点)
→ Subchapter S corporation (サブチャプターSコーポレーション)
 - (2) **Formation of a limited liability company** (リミテッド・ライアビリティ・カンパニーの設立)
Point ! Contents of articles of organization (定款記載事項)
 - (3) **Characteristics of a limited liability company** (リミテッド・ライアビリティ・カンパニーの特徴)
Point ! Characteristics of a typical LLC (典型的なLLCの特徴)

Terminology

Forms of business organizations for profit

(営利目的の事業組織形態)

- ① Sole proprietorship (個人企業)
- ② Partnerships (パートナーシップ)
 - (a) General partnership (GP)
 - Limited Liability Partnership (LLP)
 - (b) Limited partnership (LP)
- ③ Limited liability company (LLC)
- ④ Corporation (株式会社)

講義の中でよく使用する概念

以下の概念は、各論点（議論のポイント）を説明する際によく使用する概念です。少しずつ慣れていきましょう。

例) Aは自分の土地を売却する契約をBと結んだ。



① 契約 (contract)

法的に強制力・拘束力のある約束のこと。当事者（AとB）の合意 (agreement) に基づいて成立し、債権・債務の発生原因となる。上の例は売買契約 (sales contract) である。ほかに、地下鉄を利用すると運送契約 (freight or carriage contract)、アパートを借りると賃貸借契約 (lease agreement)、銀行から融資を受けると金銭消費貸借契約 (loan agreement)、建設会社が家を建てる注文を受けると建築請負契約 (construction contract) が成立する。

② 債権 (claim, credit)

特定の相手方に一定の行為を請求する権利（人に対する権利）のこと。契約が成立することによってAはBに代金支払請求権をもち、BはAに土地引渡請求権（所有権移転請求権）をもつ。

③ 債務 (debt, obligation)

②の債権に対応する義務（人に対する義務）のこと。AはBに土地引渡義務（所有権移転義務）を負い、BはAに代金支払義務を負う。

→ 契約の各当事者は、債権者 (creditor, obligee) であると同時に債務者 (debtor, obligor) でもあるということである。

©TAC all rights reserved

④ 履行と弁済 (performance and satisfaction)

履行とは契約上の義務を実行に移すことであり、弁済とは契約に従った行為（引渡や支払）によって相手方がもつ債権を消滅させる（満足させる）ことである。両者はともに「約束を果たす」という意味において実質的に同義である。Aによる土地の引渡（所有権の移転）によってBの債権（土地引渡請求権）が消滅し、Bによる代金の支払によってAの債権（代金支払請求権）が消滅する。

1. Sole Proprietorship（個人企業）

(1) Formation of a sole proprietorship（個人企業の設立）

A sole proprietorship is a form of business organizations under which one person (**sole proprietor**) owns and controls the business.

個人企業では、一個人（**個人事業主**）が企業を所有し、かつ支配する。

- ① The sole proprietorship is **simplest form of business** and can be formed easily and inexpensively.

個人企業は、もっとも単純な事業組織形態であり、設立が容易である。

- ② **No legal formalities to form are required unless the state or city requires a business license.**

州または市が営業免許の取得を要求する場合を除き、設立のための特別な法的手続はない。

→ There is **no** need to file documents with the state.

州に文書を提出する必要はない。

(2) Characteristics of sole proprietorships（個人企業の特徴）

- ① **Management（経営）**

The sole proprietor has the right to make all the management decisions.

個人事業主が、経営上の全ての意思決定を行う権利を有する。

- ② **Continuity（継続性）**

A sole proprietorship **cannot** exist beyond the life of the sole proprietor.

個人事業主が死亡すると個人企業は終了する。

- ③ **Profits（利益）**

The major advantage of the sole proprietorship is that the proprietor receives all the profits of the business as the only owner.

個人企業の大きな利点は、個人事業主が単独の所有者として、事業から生じた利益の全てを享受できる点にある。

④ **Liability**（責任）

The major disadvantage of the sole proprietorship is that the proprietor alone is **personally liable** for all the debts of the business.

個人企業の短所は、事業主が個人企業の全ての債務につき個人的に責任を負わされる点にある。

→ In other words, s/he owes **unlimited liability***.

つまり、個人事業主は無限責任*を負う。

* unlimited liability・無限責任－責任が個人の財産にも及ぶことをいう。

⑤ **Transferability of business**（事業の譲渡性）

A sole proprietor may transfer the business at will.

個人事業主は、任意に事業を譲渡することができる。

⑥ **Not a legal entity***（法主体*ではない）

* legal entity・法主体、法的人格、法実体－法主体（法的主体）とは、株式会社（corporation）など構成員とは別個の主体として法的に独立した存在と認められる組織・団体をいう。権利を取得し義務を負担することができる主体のうち自然人（権利・義務の主体となる個人）以外のものをいう。

The sole proprietorship is **not** a separate legal entity apart from the sole proprietor.

個人企業は、個人事業主から独立した法主体ではない。

(a) It **cannot** sue or be sued.

個人企業は訴訟当事者（原告・被告）にならない。

→ The creditors (plaintiffs) must sue the **sole proprietor** instead of the sole proprietorship.

債権者（原告）は、個人企業ではなく、**事業主個人**を相手取って訴訟を提起しなければならない。

(b) It **cannot** file a bankruptcy petition under the provisions of Chapter 7

“Liquidation” of the Federal Bankruptcy Act.

個人企業は、連邦破産法・第7章「清算」の規定に基づく破産の申立を行うことができない。（連邦破産法については、第7章で詳しく学習します。）

→ The sole proprietor has to file for bankruptcy **personally**.

個人事業主が、**個人として**破産の申立をしなければならない。

⑦ **Not a taxable entity**（納税主体ではない）

(a) The sole proprietorship is **not** a separate taxable entity (or tax-paying entity).

個人企業は、独立の納税主体ではない。

(b) Profits and losses from the business pass through (flow through) to the **sole proprietor**.

事業活動から生じた損益は、個人企業ではなく、**個人事業主**に帰属する。

©TAC all rights reserved

- All of the income of the sole proprietorship must be reported on the sole proprietor's individual tax return (Schedule C with his/her Form 1040).
個人企業の所得は、個人事業主の個人の納税申告書（フォーム1040に別表Cを添付）によって申告される。

Review and try the questions!

TAC: MC^{*1} 1, 2.

Becker: 【R4】^{*2} CPA-04631, 04632, 04633.

^{*1} Multiple-choice questions（多肢選択式問題）の略です。（以下同じ）

^{*2} Regulation 4の略です。（以下同じ）

□ Partnerships（パートナーシップ）

2. Characteristics of Partnership（パートナーシップの特徴）

種々のパートナーシップ組織に共通する特徴は以下のとおりである。

(1) Association（社団＝人の集合体）

A partnership is an **association of two or more persons to carry on a business as co-owners for profit.**

パートナーシップとは、複数の者が共同所有者として営利目的事業を営む社団（人の集合体）である。

Note

There must be at least two persons in order for a partnership to exist.

社団（人の集合体）である以上、構成員は2人以上でなければならない。

→ Under the Revised Uniform Partnership Act (RUPA), the term "persons"

include not only individuals but the **other** partnerships and corporations.

改正統一パートナーシップ法（RUPA・後述）によると、「人」には個人だけでなく他のパートナーシップや会社も含まれる。

Point !

“Association” and “Co-ownership of the business”

(「社団」と「事業の共同所有」)

① **Association of two or more persons** (複数の人の集合体)

② **Co-ownership of the business** (事業の共同所有)

(a) **Participation in profit sharing** (利益配分への参加)

各パートナーは、パートナーシップ事業から生じた利益の配分を受けることができる。

(b) **Joint control** (共同経営)

重要事項については、経営を担当する無限責任パートナー (general partners) の全員一致の同意 (unanimous consent) により決定される。

(2) Limited duration (存続期間の有限性)

Unlike a corporation, a partnership may be **dissolved*** when a general partner dies withdraws, or otherwise **dissociates*** from the partnership unless the remaining partners agree to continue the business.

株式会社と異なり、無限責任パートナーが死亡、退職、その他の理由によりパートナーシップを離脱した*場合、他のパートナーが事業の継続に合意しない限り、パートナーシップは解散する*。(解散事由については、第8節、第9節で学習します。)

* **dissolve**・(パートナーシップを) 解散する (パートナーシップという組織レベルの概念で、名詞は **dissolution**・解散)。**dissociate**・(パートナーシップを) 離脱する (パートナーという個人レベルの概念で、名詞は **dissociation**・離脱)。

(3) Fiduciary relationship (信認関係)

The **fiduciary relationship** arises because each general partner is an **agent** for the partnership and for each other (mutual agents).

パートナーシップには、**信認関係**が存在する。つまり、各無限責任パートナー (パートナーシップの経営を担当するパートナー・後述) は、パートナーシップの**代理人**であり、また、他のパートナーの**代理人** (相互代理人) でもある。

→ Each general partner owes a **fiduciary duty*** to the partnership and the other partners.

無限責任パートナー (経営者) は、パートナーシップと他のパートナーに**信認義務***を負う。

* **fiduciary duty**・信認義務—無限責任パートナーは、パートナーシップおよび他のパートナーの利益が最大になるように、信義誠実を尽くして行動しなければならないという義務のこと。

(4) Separate legal entity (独立の法主体)**Point !****Legal entity or Aggregate of individuals ?**

(パートナーシップは法主体か、それとも個人の集合体か？)

改正前パートナーシップ法では、ゼネラル・パートナーシップは法主体ではないという立場を採っていたが、多くの州がパートナーシップ自体の訴訟当事者能力（原告・被告になる資格）を認めてきたため、果たして法主体なのか、それとも個人の集合体に過ぎないのかにつき争いがあったが、94年の改正によって**独立の法主体**であることが明確にされた。

Under the Revised Uniform Partnership Act (RUPA), a general partnership is declared to be a **separate legal entity**.

改正統一パートナーシップ法 (RUPA・後述) によって、リミテッド・パートナーシップのみならず、ゼネラル・パートナーシップも**独立の法主体**であることが明文化された。

① A partnership may acquire property in the partnership name.

パートナーシップは、パートナーシップの名称で財産を取得できる。

② A partnership may sue or be sued in the partnership name.

パートナーシップは、パートナーシップの名称で原告・被告になることができる。

③ A partnership must deposit FICA tax*¹, FUTA tax*², and workers' compensation insurance.

パートナーシップは、事業所得に対する税金（法人税）の納税主体ではないが、社会保障税*¹、失業保険税*²、労働者災害補償保険料（労災保険料）など雇用に伴って発生する税金等を納付しなければならない。

*¹ FICA—Federal Insurance Contributions Act（連邦保険拠出金法）の略。FICA tax とは、社会保障税 (social security tax) のこと。

*² FUTA—Federal Unemployment Tax Act（連邦失業保険税法）の略。FUTA tax とは、連邦失業保険税のこと。（FICA、FUTA、労災保険については、ビジネスロー（第9章・雇用に関する法規制）で詳しく学習します。）

④ Generally, a partnership may file for bankruptcy.

原則として、パートナーシップは、破産の申立をすることができる。

(5) Not a taxable entity (法人税の納税主体ではない)

A partnership is **not** a separate taxable entity (or tax-paying entity). Profits and losses of a general partnership pass through (flow through) the partnership directly to the partners.

パートナーシップは法人税（法人所得税）の納税主体ではない。パートナーシップの事業所得は、直接各パートナーに配分され、各パートナー固有の個人所得と合算されて個人レベルで所得税が課される。このような課税方法をパススルー課税（または構成員課税・**pass-through taxation**）、このような課税方法が採られる主体を、**パススルー・エンティティ（pass-through entity）**という。パススルー課税により、二重課税*の回避が可能となる。

* **double taxation**・二重課税－法人所得に法人税（法人所得税）を課したにもかかわらず、その法人所得の構成員への分配金（配当所得）にも課税すること。

→ パートナーシップは、雇用に伴う税金（社会保障税・**social security tax**、医療保険税・**medicare tax**、失業保険税・**unemployment tax**）は納付しなければならないが、法人税（**income tax**）の納税主体ではない。

(6) Transferability of an ownership interest (所有持分権の譲渡可能性)

All of the partner's interest **cannot** be assigned without the unanimous consent of the other partners.

他のパートナー全員の同意なしで、パートナーの持分権の全てを譲渡することはできない。（第5節で詳細を学習します。）

(7) Partnership law (パートナーシップ法)

Partnerships are governed by **the Revised Uniform Partnership Act (RUPA), the Revised Uniform Limited Partnership Act (RULPA), and the agency law.**

パートナーシップは、改正統一パートナーシップ法（**RUPA**）、改正統一リミテッド・パートナーシップ法（**RULPA**）、および代理法によって規制される。

① Revised Uniform Partnership Act (RUPA・改正統一パートナーシップ法)

パートナーシップ全般を規制する法の統一法案。統一州法委員全国会議（**National Conference of Commissioners on Uniform State Laws**）やアメリカ法曹協会（**American Bar Association**）などの起草による。州議会による採択（**adoption**）を経て、州の制定法（州法・**state statute**）として定められる*。

©TAC all rights reserved

② **Revised Uniform Limited Partnership Act (RULPA・改正統一リミテッド・パートナーシップ法)**

リミテッド・パートナーシップを規制する法の統一法案。RUPAと同様、州議会による採択 (adoption) を経て、州の制定法 (州法・state statute) として定められる*。

③ **Agency law (代理法)**

コモンロー (判例法) の法分野の一つ。コモンロー (common law) とは、判例の積重ねによって構築された判例法体系である。

* したがって正確には、パートナーシップは、①改正統一パートナーシップ法 (RUPA) および②改正統一リミテッド・パートナーシップ法 (RULPA) を採択した州の制定法 (州法) と、コモンローの一分野である③代理法 (agency law) によって規制される。

Terminology

Special law vs. General law
(特別法と一般法)

特別法とは、適用対象が特定の事物、人、行為などに限定されている法をいう。これに対し、一般法とは、適用対象を特定しない普遍的な法をいう。特別法は一般法に優先して適用される。一般法は、特別法に規定のない事柄について補充的に適用される。

① **RUPA・RULPA と代理法との関係**

RUPA・RULPAを採り入れた州法が特別法、代理法が一般法となる。

② **RUPA と RULPA との関係**

RULPAを採り入れた州法の規定が特別法、RUPAを採り入れた州法の規定が一般法となる。

③ **3者の関係 (法の適用に関する結論)**

RULPA > RUPA > Agency law

たとえばリミテッド・パートナーシップをめぐるトラブルを解決する場合、まずRULPAの中から該当する条文を探し、あればそれを優先的に適用する。RULPAの中に該当する条文がなければ、RUPAの中から該当する条文を探し、あればそれを適用する。RUPAの中にも該当する条文がなければ、一般法である代理法 (agency law) の中の該当条文を適用する。(本試験の事例問題を解くときにも、このルールに従います。)

Review and try the questions!

TAC: MC 3, 5.

3. Types of Partnership Forms and Partners

(パートナーシップ組織およびパートナーの類型)

(1) Partnership forms (パートナーシップ組織)

① General partnership (ゼネラル・パートナーシップ)

A general partnership is now a legal entity in which all partners are **general partners** and owe unlimited liability for partnership debts.

ゼネラル・パートナーシップは、現行法においては法主体であり、パートナーシップ債務につき無限責任を負う**無限責任パートナー**によって構成されるパートナーシップである。

② Limited partnership (リミテッド・パートナーシップ)

A limited partnership is a legal entity formed in compliance with the state limited partnership statute consisting of one or more **general partners** and one or more **limited partners**.

リミテッド・パートナーシップは、州のリミテッド・パートナーシップ法に従って設立された法主体であり、最低1人の**無限責任パートナー**と最低1人の**有限責任パートナー**によって構成される。

(2) Partners (パートナー)

① General partner (無限責任パートナー)

General partners are ones who take part in management and owe **unlimited liability** for partnership debts.

無限責任パートナーとは、パートナーシップの経営に参加し、パートナーシップ債務につき**無限責任を負う者**（経営者）である。

② Limited partner (有限責任パートナー)

Limited partners are ones who do **not** take part in management and whose liability for partnership debts is **limited to their capital contributions**.

有限責任パートナーとは、パートナーシップの経営に参加**せず**、パートナーシップ債務に対する責任が**自己の出資額に制限される者**である。

Point !

Partnership forms and partners – Summary

(パートナーシップ組織とパートナーまとめ)

- | | |
|-----------------------|--|
| ① General partnership | General partners (Unlimited liability) |
| ② Limited partnership | General partners (Unlimited liability) |
| | Limited partners (Limited liability) |

©TAC all rights reserved

【MEMO】